

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月1日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役会長 松本 晃一

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 高木 紘子
同 井上 貴美子

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 5873

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・CTA・シリーズ・トラスト
ノムラ・ブルークレスト・CTA・ファンド 1006
(Nomura BlueCrest CTA Fund 1006,
a Series Trust of Nomura CTA Series Trust)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
Aクラス受益証券 1,000億円を上限とします。
Bクラス受益証券 1,000億円を上限とします。
Cクラス受益証券 10億豪ドル（約834億円）を上限とします。
Dクラス受益証券 10億米ドル（約932億円）を上限とします。
ただし、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券の総額は、1,000億円（相当）を超えないものとします。
（注）豪ドルおよび米ドルの各々の円貨換算は、平成22年5月13日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝83.40円および1米ドル＝93.18円）によります。以下、豪ドルおよび米ドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年5月20日をもって提出した有価証券届出書に訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

（注）下線の部分は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

（12） その他

（ロ） 引受等の概要

<訂正前>

（前略）

受益証券販売・買戻契約に基づき、（i）本書記載の情報の日付以降、ファンド（既に存在している場合）もしくは管理会社の財政状況その他に重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合、または（ii）販売会社の判断において、販売会社が予定しているファンド証券の日本における募集の成功に重大な障害となると考えられる国内もしくは国外の政治、金融、経済もしくはその他の情勢もしくは為替レートに重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合、販売会社は、管理会社と事前に協議の上、クロージング日より前においていつでも、管理会社に対し通知を行うことによって日本における受益証券の募集を延期することができます。

（後略）

<訂正後>

（前略）

受益証券販売・買戻契約に基づき、（i）本書記載の情報の日付以降、ファンドもしくは管理会社の財政状況その他に重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合、または（ii）販売会社の判断において、販売会社が予定しているファンド証券の日本における募集の成功に重大な障害となると考えられる国内もしくは国外の政治、金融、経済もしくはその他の情勢もしくは為替レートに重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合、販売会社は、管理会社と事前に協議の上、クロージング日より前においていつでも、管理会社に対し通知を行うことによって日本における受益証券の募集を延期することができます。

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

（1） 投資方針

<訂正前>

主要な投資目的

（中略）

受益証券の発行により受領した申込手取金総額（ファンドの設立に関する費用および期中の費用の総額）

を控除後）は、本債券に投資されます。本債券へ投資されないファンドの資産は、現金および現金等価物で保有されます。

（中略）

為替ヘッジ取引

本債券は米ドル建てです。受託会社は、とりわけ、為替ヘッジ取引を執り行う責任を有します。為替ヘッジ取引は、為替リスクを除去するのではなく低減し、Aクラス受益証券およびCクラス受益証券をそれぞれ日本円および豪ドルに対する米ドルの価値の下落から保護することを目的としています。Aクラス受益証券およびCクラス受益証券の為替ヘッジ取引を執り行うために、受託会社は投資顧問会社を起用しています。為替ヘッジ取引には、銀行間取引市場における為替先渡し取引、通貨スワップ取引、オプション、外国為替先物契約、またはAクラス受益証券およびCクラス受益証券に関する為替リスクを低減するためにファンドが利用するその他の金融商品が含まれます。これらの取引を総称して「為替ヘッジ取引」といいます。為替ヘッジ取引が計画通りに、為替リスクを低減できるという保証はありません。

（中略）

償還に関する規定

最終償還額： 計算金額毎の最終償還額（以下「最終償還額」といいます。）は、以下の算式に従って計算代理人が算出する指定通貨建ての金額です。

最終償還額 = 計算金額 × [0 または (最終価格 / 当初価格) - 債券管理手数料のいずれか大きい方]

（中略）

定義

（中略）

「インデックス開始日」 (i) 2010年7月6日（すなわち、2010年6月の原ファンド評価日における公式月次原ファンド純資産価格の予定公表日）または
(ii) 2010年6月の原ファンド評価日に関する公式月次原ファンド純資産価格の実際の公表日
のいずれか早い方をいいますが、当該日がロンドン営業日でない場合、インデックス開始日はその直後のロンドン営業日とします。

（中略）

インデックス

（中略）

インデックスの投資戦略は、高いボラティリティながらも、ヘッジファンドを含む主要な資産クラスとの低い相関性を保ちつつ、高リターンの達成を目指します。また、インデックス開始日現在、原ファンド分離ポートフォリオ受益権への想定上の投資を通じて「ブルートレンド・プログラム」に、インデックスの100%のエクスポージャーを取ることを予定しています。ただし、とりわけ (i) 関係法人への報酬や (ii) 委託証拠金の水準および (iii) 現預金の運用利回り等の違いにより、インデックスの投資戦略のパフォーマンスと、ブルートレンド・プログラムが特定した投資資産に直接投資した場合のパフォーマンス

との間にトラッキング・エラーが生じる場合があります。

（中略）

原ファンド分離ポートフォリオ

（中略）

投資目的

原ファンド分離ポートフォリオの投資目的は先進国の市場、米国内外の取引所およびその他の店頭市場等の市場における通貨、金利、コモディティー、株式その他の指数の先物、スワップ、オプション、スポットおよび先渡し取引（以下総称して「先物」といいます。）で主に運用することを通じて、受益者に対し、長期にわたる資産の成長を提供することにあります。

（後略）

<訂正後>

主要な投資目的

（中略）

受益証券の発行により受領した申込手取金総額（ファンドの設立に関する費用および期中の費用の合計を控除後）は、本債券に投資されます。本債券へ投資されないファンドの資産は、現金および現金等価物で保有されます。

（中略）

為替ヘッジ取引

本債券は米ドル建てです。受託会社は、とりわけ、為替ヘッジ取引を行う責任を有します。為替ヘッジ取引は、為替リスクを除去するのではなく低減し、Aクラス受益証券およびCクラス受益証券をそれぞれ日本円および豪ドルに対する米ドルの価値の下落から保護することを目的としています。Aクラス受益証券およびCクラス受益証券の為替ヘッジ取引を行うために、受託会社は投資顧問会社を起用しています。為替ヘッジ取引には、銀行間取引市場における為替先渡し取引、通貨スワップ取引、オプション、外国為替先物契約、またはAクラス受益証券およびCクラス受益証券に関する為替リスクを低減するためにファンドが利用するその他の金融商品が含まれます。これらの取引を総称して「為替ヘッジ取引」といいます。為替ヘッジ取引が計画通りに、為替リスクを低減できるという保証はありません。

（中略）

償還に関する規定

本債券の最終償還額： 計算金額毎の最終償還額（以下「最終償還額」といいます。）は、以下の算式に従って計算代理人が算出する指定通貨建ての金額です。

最終償還額 = 計算金額 × [0 または（最終価格／当初価格）－ 債券管理手数料のいずれか大きい方]

（中略）

定義

（中略）

「インデックス開始日」 (i) 2010年7月6日（すなわち、2010年6月の原ファンド評価日における公式月次原ファンド純資産価格の予定公表日）または
(ii) 2010年6月の原ファンド評価日における公式月次原ファンド純資産価格の実際の公表日
のいずれか早い方をいいますが、当該日がロンドン営業日でない場合、インデックス開始日はその直後のロンドン営業日とします。

（中略）

インデックス

（中略）

インデックスの投資戦略は、高いボラティリティながらも、ヘッジファンドを含む主要な資産クラスとの低い相関性を保ちつつ、高リターンの達成を目指します。また、インデックス開始日現在、原ファンド分離ポートフォリオ受益権への想定上の投資を通じて「ブルートレンド・プログラム」に、インデックスの100%のエクスポージャーを取ることを予定しています。ただし、とりわけ (i) 関係法人への報酬や (ii) 委託証拠金の水準および (iii) 現預金の運用利回り等の違いにより、インデックスの投資戦略のパフォーマンスと、ブルートレンド・プログラムが特定した投資資産に直接投資した場合のパフォーマンスとの間に連動の誤差が生じる場合があります。

（中略）

原ファンド分離ポートフォリオ

（中略）

投資目的

原ファンド分離ポートフォリオの投資目的は先進国の市場、米国内外の取引所およびその他の店頭市場等の市場における通貨、金利、コモディティー、株式その他の指数の先物、スワップ、オプション、スポットおよび先渡し取引（以下総称して「先物」といいます。）で主に運用することを通じて、受益者に対し、長期にわたる資産の成長を提供することです。

（後略）

3 投資リスク

① リスク要因

a. リスク要因

<訂正前>

（前略）

本債券に関するリスク要因

（中略）

一般的リスク

（中略）

本債券の早期償還：本債券が早期償還された場合、当該早期償還の支払代金は、本債券保有者が支払った各本債券の額面金額または発行価格（適用ある場合）を下回る可能性があります。インデックス調整事由が発生した場合、特にインデックススポンサーが、かかる事態を是正するための然るべき調整を行うことができなかった場合、本債券は終了する可能性があります。かかる早期償還は市場混乱時に行われるため、本債券の算出価格が、公表されている直近のインデックス値よりも著しく低い場合があります。またゼロになる可能性もあります。

（中略）

原ファンド分離ポートフォリオに関するリスク

（中略）

戦略リスク：原ファンド分離ポートフォリオは戦略リスクを負います。戦略リスクとは、副投資アドバイザーの戦略のような、投資資産を割り当てるべく採用された戦略が失敗または劣化するリスクです。特定の戦略に付随する損失は、過度の集中投資や対象市場の非流動性等の様々なパフォーマンス悪化要因によってもたらされることがあります。原ファンド分離ポートフォリオに用いられる戦略は投機的であり、多大な損失リスクがあります。

（後略）

<訂正後>

（前略）

本債券に関するリスク要因

（中略）

一般的リスク

（中略）

本債券の早期償還：本債券が早期償還された場合、当該早期償還の支払代金は、本債券保有者が支払った各本債券の額面金額または発行価格を下回る可能性があります。インデックス調整事由が発生した場合、特にインデックススポンサーが、かかる事態を是正するための然るべき調整を行うことができなかった場合、本債券は終了する可能性があります。かかる早期償還は市場混乱時に行われるため、本債券の算出価格が、公表されている直近のインデックス値よりも著しく低い場合があります。またゼロになる可能性もあります。

（中略）

原ファンド分離ポートフォリオに関するリスク

（中略）

戦略リスク：原ファンド分離ポートフォリオは戦略リスクを負います。戦略リスクとは、副投資アドバイザーの戦略のような投資資産を割り当てるべく採用された戦略が、失敗または劣化するリスクです。特定の戦略に付随する損失は、過度の集中投資や対象市場の非流動性等の様々なパフォーマンス悪化要因によってもたらされることがあります。原ファンド分離ポートフォリオに用いられる戦略は投機的であり、多大な損失リスクがあります。

（後略）

7 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

<訂正前>

（前略）

純資産総額は、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券の間で、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券（場合に依拠して）に帰属する資産および負債（Aクラス受益証券およびCクラス受益証券双方に個別に割り当てられる為替ヘッジ取引の実現および未実現損益を含みますが、これらに限られません。）が、別のクラスの受益証券の保有者ではなくAクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券の保有者のみによって実際に負担されることを確実にするために、管理会社によって決定された合理的な割当方法に基づき割り当てられます。Cクラス受益証券に帰属する純資産総額は、事務代行会社が決定するとおり、評価日時点の為替で、豪ドルに換算されるものとします。Dクラス受益証券に帰属する純資産総額は、事務代行会社が決定するとおり、評価日時点の為替で、米ドルに換算されるものとします。Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券の1口当り純資産価格は、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券（場合に依拠して）に帰属する純資産総額をAクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券（場合に依拠して）の発行済受益証券口数で除して計算されます。

（後略）

<訂正後>

（前略）

純資産総額は、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券の間で、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券に帰属する資産および負債（Aクラス受益証券およびCクラス受益証券双方に個別に割り当てられる為替ヘッジ取引の実現および未実現損益を含みますが、これらに限られません。）が、別のクラスの受益証券の保有者ではなくAクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券の保有者のみによって実際に負担されることを確実にするために、管理会社によって決定された合理的な割当方法に基づき割り当てられます。Cクラス受益証券に帰属する純資産総額は、事務代行会社が決定するとおり、評価日時点の為替で、豪ドルに換算されるものとします。Dクラス受益証券に帰属する純資産総額は、事務代行会社が決定するとおり、評価日時点の為替で、米ドルに換算されるものとします。Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券の1口当り純資産価格は、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券に帰属する純資産総額をAクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券の発行済受益証券口数で除して計算されます。

（後略）

第三部 ファンドの詳細情報

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

（イ）海外における販売手続等

<訂正前>

受益証券の募集

受益証券は、2010年6月7日から2010年6月24日まで（当日を含みます。）（または管理会社が決定するこれより遅い日）の期間（以下「募集期間」といいます。）に募集が行われます。受益証券1口当りの募集価格は、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券については1口当り10,000円、Cクラス受益証券については1口当り100豪ドル、ならびにDクラス受益証券については1口当り100米ドル（場合に応じて）です。かかる募集価格には、受益証券の申込みに際し販売会社に支払われる「第二部 第1 4 （1）申込手数料」に記載の販売報酬が含まれます。投資家の最低取得申込口数はAクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券とも300口です。300口を超過する分の取得申込口数は、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券とも、100口単位または管理会社がその裁量により決定するそれより少ない口数とします。

（後略）

<訂正後>

受益証券の募集

受益証券は、2010年6月7日から2010年6月24日まで（当日を含みます。）（または管理会社が決定するこれより遅い日）の期間（以下「募集期間」といいます。）に募集が行われます。受益証券1口当りの募集価格は、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券については1口当り10,000円、Cクラス受益証券については1口当り100豪ドル、ならびにDクラス受益証券については1口当り100米ドルです。かかる募集価格には、受益証券の申込みに際し販売会社に支払われる「第二部 第1 4 （1）申込手数料」に記載の販売報酬が含まれます。投資家の最低取得申込口数はAクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券とも300口です。300口を超過する分の取得申込口数は、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券とも、100口単位または管理会社がその裁量により決定するそれより少ない口数とします。

（後略）

2 買戻し手続等

（イ）海外における買戻し手続等

<訂正前>

（前略）

受益証券の強制買戻し

（中略）

強制的に買戻された受益証券1口当り買戻価格は、当該強制買戻日またはその直前に当たる評価日に決定されるAクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券（場合に応じて）1口当り純資産価格に相当するものとします。

<訂正後>

（前略）

受益証券の強制買戻し

（中略）

強制的に買戻された受益証券1口当り買戻価格は、当該強制買戻日またはその直前に当たる評価日に決定されるAクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券1口当り純資産価格に相当するものとします。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

（1）資産の評価

<訂正前>

（前略）

純資産総額は、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券の間で、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券（場合に応じて）に帰属する資産および負債（Aクラス受益証券およびCクラス受益証券双方に個別に割り当てられる為替ヘッジ取引の実現および未実現損益を含みますが、これらに限られません。）が、別のクラスの受益証券の保有者ではなくAクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券の保有者のみによって実際に負担されることを確実にするために、管理会社によって決定された合理的な割当方法に基づき割り当てられます。Cクラス受益証券に帰属する純資産総額は、事務代行会社が決定するとおり、評価日時点の為替で、豪ドルに換算されるものとします。Dクラス受益証券に帰属する純資産総額は、事務代行会社が決定するとおり、評価日時点の為替で、米ドルに換算されるものとします。Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券の1口当り純資産価格は、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券（場合に応じて）に帰属する純資産総額をAクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券（場合に応じて）の発行済受益証券口数で除して計算されます。

（後略）

<訂正後>

（前略）

純資産総額は、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券の間で、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券に帰属する資産および負債（Aクラス受益証券およびCクラス受益証券双方に個別に割り当てられる為替ヘッジ取引の実現および未実現損益を含みますが、これらに限られません。）が、別のクラスの受益証券の保有者ではなくAクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券の保有者のみによって実際に負担されることを確実にするために、管理会社によって決定された合理的な割当方法に基づき割り当てられます。Cクラス受益証券に帰属する純資産総額は、事務代行会社が決定するとおり、評価日時点の為替で、豪ドルに換算されるものとします。Dクラス受益証券に帰属する純資産総額は、事務代行会社が決定するとおり、評価日時点の為替で、米ドルに換算されるものとします。Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券の1口当り純資産価格は、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびD

クラス受益証券に帰属する純資産総額をAクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券またはDクラス受益証券の発行済受益証券口数で除して計算されます。

（後略）

第四部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

2 関係業務の概要

(3) 販売会社・代行協会員

<訂正前>

（前略）

受益証券販売・買戻契約に基づき、販売会社は、管理会社と事前に協議の上、クロージング日前にいつでも、(a)本書に情報が記載された後、ファンドの状況（既に存在している場合）もしくは管理会社の財務その他の状況に重大な変更があった場合、または(b)国内外の政治、財政、経済もしくはその他の状況もしくは為替レートについて重大な変更があったために、販売会社により予定されている日本における受益証券の募集が成功することに重大な影響を与えると販売会社が判断する場合、管理会社に対して通知を行うことにより、日本における受益証券の募集を停止する権利を有するものとします。

（後略）

<訂正後>

（前略）

受益証券販売・買戻契約に基づき、販売会社は、管理会社と事前に協議の上、クロージング日前にいつでも、(a)本書に情報が記載された後、ファンドの状況もしくは管理会社の財務その他の状況に重大な変更があった場合、または(b)国内外の政治、財政、経済もしくはその他の状況もしくは為替レートについて重大な変更があったために、販売会社により予定されている日本における受益証券の募集が成功することに重大な影響を与えると販売会社が判断する場合、管理会社に対して通知を行うことにより、日本における受益証券の募集を停止する権利を有するものとします。

（後略）